

# 認定まちづくり適正建築士セミナー

## 認定まちづくり適正建築士とは

★Zoomによる  
オンライン受講も可

### 良質な建築、美しいまちづくりのための専門家

良質や美しいといった定性的な判断基準は、専門家をまじえた協議調整が必要です。これには建築の専門性のみならず、都市計画やまちづくりに関する知識、多様な意見をまとめるファシリテート能力などが求められます。また行政へのまちづくり条例策定の支援、アドバイスを行う専門家です。この資格は、一般社団法人日本建築まちづくり適正支援機構が認定するものです。

### 認定まちづくり適正建築士となるメリット

建築やまちづくりの専門家としてのまちづくり支援、建物調査、まちづくり条例に沿ったコンサルタントや助成制度における専門家派遣、審議会等の協議調整に関わる可能性が広がります。

### 一般社団法人 日本建築まちづくり適正支援機構からのフォロー体制

自治体やまちづくり組織からの要請や建築トラブルにおける被害者支援に対して、要請内容に沿った会員の認定まちづくり適正建築士を紹介します。

※登録建築家は（公益社団法人）日本建築家協会が認定する建築専門家です。専攻建築士は（公益社団法人）日本建築士会連合会が認定する建築専門家です。

## 認定まちづくり適正建築士になるために

【建築・まちづくりインテンシブ認定セミナー・プログラム】 定員：東京会場：20名まで ※Zoom オンライン受講は25名まで

開催日：2021年3月5日（金）～3月6日（土）

1日目 (3/5)	10:00～13:00 セミナー①	都市計画と住民参加のまちづくり —歴史と概要、その意味—	野澤康 (工学院大学教授)
	14:00～17:00 セミナー②	分権まちづくりにおける法律と条例の関係 —具体的まちづくり事例から考える—	松本昭 (ハウジングアンドコミュニティ財団)
2日目 (3/6)	10:00～13:00 セミナー③	まちづくりにおける建築士・建築家の役割 —多様な立場・事例紹介—	三井所清典(建築家)
	14:00～17:00 セミナー④	ファシリテーターとしての建築士・建築家 —日本版CABE・事例紹介—	連健夫(建築家)

#### ＜受講条件＞

登録建築家、専攻建築士、技術士または宅建士、または司法書士資格を持つ建築士、既存住宅状況調査技術者、ADR 調停人の建築士、ヘリテージマネージャーまたは JIA 修復塾を修了した建築士のいずれか、これ以外の資格で当理事会の承認を受けた者

・東京会場：建築家会館本館3階大会議室（東京都渋谷区神宮前 2-3-16）※当日連絡先：090-6318-2349（JCAABE 事務局：大槻）

※各セミナーは、2時間のレクチャー、40分の質疑ディスカッション、20分の考査レポートで構成されます。

※各セミナーは、Zoomによるオンライン受講が可能です。ご希望の方はお申込時にご連絡ください。

※当セミナーは年2回（3月と9月）開催予定、セミナー欠席の際は、次回セミナーで履修可能です。

●認定セミナー：48,000円（認定者は当機構入会費及び初年度の年会費を免除）

## 一般社団法人 日本建築まちづくり適正支援機構とは

一般社団法人日本建築まちづくり適正支援機構は、良質な建築、美しいまちづくりを推進すべく、広く市民、行政、それに関わる建築士、建築家の支援、まちづくり条例や協議調整などの仕組づくりの支援を行うことを目的にしています。このためにトラブル解決など安心安全に関わる ADR 調停人、協議調整に関わる認定まちづくり適正建築士の支援、今日的課題である木密不燃化耐震化・空き家空き地の活用を支援する第三者機関です。

#### ＜役員構成＞

❖理事❖ 代表理事：連健夫・専務理事：大谷昭二・理事：最上義・理事：松本昭  
❖特別顧問❖ 神田順・野澤康・三井所清典・市古太郎 ❖監事❖ 日比野大

#### ＜全国支部長＞

・北海道支部：菅沼秀樹・東北支部：松本純一郎  
・関東甲信越支部：連健夫・東海支部：鳥居久保  
・近畿支部：荒木公樹・中国支部：山田暁  
・四国支部：野村正人・九州支部：水野宏

#### ＜会費＞※全て税込み

❖正会員❖ 年会費：8,000円（入会費：8,000円）※3年毎に更新セミナーを行います※認定まちづくり適正建築士セミナー受講者の入会費及び初年度年会費は免除

＜入会条件＞認定まちづくり適正建築士セミナーの受験資格、ADR 調停人推薦者資格と同様。これ以外で当理事会の承認を受けた者。

❖賛助会員❖ 年会費：60,000円（入会には審査があります）❖専門会員❖ 建築士ではないが上記等専門資格を持つ者・年会費：8,000円



# <建築系> ADR 調停人研修

## 建築やまちづくりのトラブルを調停する専門家

受講資格：登録建築家・専攻建築士・<sup>宅建士</sup>技術士<sup>司法書士</sup>を持つ建築士・既存住宅状況調査技術者・<sup>ヘリテージマネージャー</sup>JIA 修復塾修了者

### ADR（裁判外紛争解決制度）調停人とは

#### 当事者間の自由な意思と努力に基づいて紛争の解決を目指す ADR

ADR (Alternative Dispute Resolution) とは「裁判外紛争解決制度」と訳され、裁判手続によらずに紛争を解決する手法をいいます。通常、「裁判」は、ある当事者間の紛争について裁判所が最終的な判断を示すことによって、その争点に最終的な解決を与えます。これに対して「ADR」は、当事者間の自由な意思と努力に基づいて紛争の解決を目指すものです。

#### ◆ADRのメリット◆



#### 報酬を得て和解の仲介ができる ADR 調停人（弁護士法第 72 条の例外）

紛争の調停・あっせんを行う民間事業者に国の「認証」を与え、裁判外での紛争解決の促進を図る目的で、平成 19 年に『裁判外紛争解決手段の利用の促進に関する法律』（通称、ADR 法）が施行されました。認証事業者は、紛争の当事者双方からの依頼を受け、弁護士でなくとも、報酬を得て和解の仲介ができます（弁護士法第 72 条の例外）。認証事業者の行う ADR には、①時効の中断、②訴訟手続の中止、③調停前置原則の不適用といった強い効果が認められます。

※通常、弁護士でない者がトラブルの解決を業務として行うことは非弁行為となり禁止されています。（ADR 調停人は例外）

#### 調停人となるメリット

- 調停人として、規程に定められた報酬を受け取ることができる
- ADR相談を通して専門性の信頼度を上げることができる
- 法務大臣より認証されていることで、信頼性が向上する

※登録建築家は、公益社団法人日本建築家協会が認定する建築専門家です。  
※専攻建築士は、公益社団法人日本建築士会連合会が認定する建築専門家です。

#### ADR 調停人になるためには

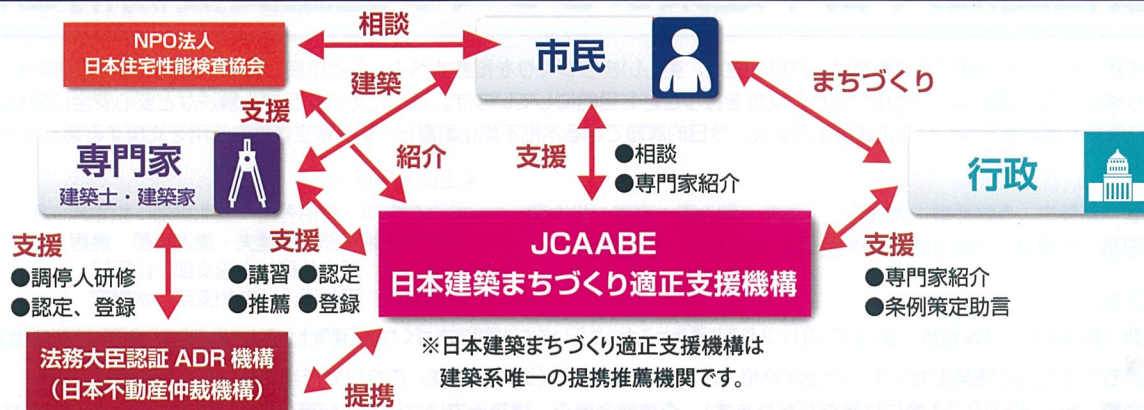
- ①日本建築まちづくり適正支援機構に申込み推薦を受ける  
＜調停人候補者研修推薦費用：18,000 円・税込＞
- ②日本不動産仲裁機構で研修を受ける
- ③認定、登録、（入会）

※日本不動産仲裁機構 ADR センターでの研修費用 55,000 円・税別が別途必要です。

#### 研修内容 (20h)

- 倫理・活動
  - 法的知識
  - 面談技法
  - 調停技法
- ※DVD+1 日集合研修

#### <JCAABE 日本建築まちづくり適正支援機構と日本不動産仲裁機構、ADR の関わり>



#### <ADR 調停人研修のお申込み・お問い合わせ>